

「指定通所介護」

朝光苑デイサービスセンターはなおもい

運 営 規 程



朝光苑 デイサービスセンター

はなおもい

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人温和会（以下、「事業者」という。）が開設する朝光苑デイサービスセンターはなおもい（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定されたご利用者様（以下、「ご利用者様」という。）に対し、適正な通所介護（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法及び青森市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の主旨に従って、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 朝光苑デイサービスセンターはなおもい
- (2) 所在地 青森県青森市大字横内字亀井246番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次にとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・特別養護老人ホーム朝光苑施設長と兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3人（常勤3名 介護職員兼務2名、事務員1名）
ご利用者様及び家族からの生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護師 2人（常勤1名 非常勤1名 管理者・機能訓練指導員と兼務）
検温、血圧測定等を行うほか、ご利用者様の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員 8人（常勤5名・非常勤1名・生活相談員と兼務2名）
ご利用者様の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人（非常勤1名 看護師と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次にとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、8月13日、12月31日から1月3日は休業とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする

ただし、ご利用者様から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

(ご利用者様の定員)

第6条 事業所の利用定員数は、介護予防通所介護相当事業と合わせて1日30人とする。ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(サービスの内容、利用料その他の費用の額)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴（一般浴・特殊浴）の介助

(3) 排泄の援助

(4) 日常生活動作の機能訓練・アクティビティの充実

(5) 健康状態のチェック

(6) 送迎サービス

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 食費

(2) レクリエーション等に関する費用 実費

ご利用者様のご希望により外出等のレクリエーション活動や各種の趣味的活動に参加可能。内容によっては、利用料金や材料費代の実費をいただく場合がある。

3 サービスの提供に当たって、ご利用者様又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、ご利用者様又はその家族の同意を得るものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る、利用料の支払いを受けた場合に、提供した指定通所介護サービス内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者様に交付する。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、青森市内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用に当たっての留意事項をご利用者様及びご家族に説明し、同意のうえサービス提供を行うものとする。

(1) 主治医からの指示事項等ある場合には事前に申し出し、サービス利用中に気分が悪くなる等、体調に異変を感じた時にも速やかに申し出る。

(2) 血圧の変動や体調不良等により通所介護に適しないと判断される場合には、サービスの提供を中止し、ご家族に連絡することがある。

- (3) けんか、口論、泥酔等他者に迷惑をかけるような行動をしてはならない。
- (4) 指定した場所以外での喫煙や火気を使用してはならない。
- (5) 営利活動、宗教の勧誘及び特定の政治活動をしてはならない。
- (6) その他この規程の定め反する行為を行ってはならない。

(緊急時の対応)

第10条 サービスの提供中に、ご利用者様の病状の急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害時においては、ご利用者様の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。非常災害に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、防火管理者は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練、その他必要な訓練等を実施する。
防火管理者は生活相談員がその任にあたる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様のご家族及び市町村、介護支援専門員等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

2 事業所は、ご利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
当事業所は、損害賠償保険に加入するものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、ご利用者様からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 提供したサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関するご利用者様からの苦情に関して、青森県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、青森県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(個人情報の保護)

第14条 事業者及び従業者、また従業者であった者は、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、ご利用者様に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、ご利用者様及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、年2回以上委員会を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。また、本委員会の運営責任者は法人本部長とし、管理者、生活相談員、介護支援専門員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
- (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- ・ 新入職員研修 1回／1ヶ月以内
 - ・ 定期研修 12回／年（個人情報、感染症対策、リスクマネジメント等）
- 2 事業所は、ご利用者様のサービス提供に関し、通所介護計画、介護・看護記録、機能訓練記録その他必要な記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。また、事業所は請求及び受領にかかる記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。ご利用者様からこれらの記録の閲覧を求められた場合、原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人同意が得られない場合は、これに応じないことができる。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正	平成27年8月1日一部改正	平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	平成30年4月1日一部改正	令和元年10月1日一部改正
令和2年8月24日一部改正	令和3年9月1日一部改正	